

平成 21 年 12 月 15 日

各 位

ユー・エム・シー・ジャパン株式会社  
代表取締役社長 李 光 興  
( J A S D A Q ・ 6 9 3 9 )  
問合せ先  
経理部ジェネラルマネージャー 方 洪敏  
電話 0 4 7 0 - 2 3 - 3 1 2 1

## 当社株式等に対する公開買付けの結果並びに 主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ

アルファ・ウィズダム・リミテッド（以下「公開買付者」といいます。）が平成 21 年 10 月 29 日より実施しておりました当社の発行済普通株式（ただし、当社の保有する自己株式を除きます。）及び新株予約権等を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、平成 21 年 12 月 14 日をもって終了いたしましたので、その結果について下記のとおりお知らせいたします。また、これに伴い、平成 21 年 12 月 21 日付けで当社の主要株主及びその他の関係会社に異動が生じる予定となりましたので、あわせて下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### I. 当社株式等に対する公開買付けの結果

公開買付者は平成 21 年 10 月 29 日から平成 21 年 12 月 14 日まで当社の発行済普通株式（ただし、当社の保有する自己株式を除きます。）及び新株予約権等を対象として本公開買付けを実施しておりましたが、その結果につきまして、公開買付者より、添付資料「ユー・エム・シー・ジャパン株式会社の株式等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」のとおり発表を行う旨の報告がありましたのでお知らせいたします。

#### II. 主要株主及びその他の関係会社の異動

##### 1. 異動が生じた経緯

公開買付者が平成 21 年 10 月 29 日より実施しておりました本公開買付けが平成 21 年 12 月 14 日をもって終了し、本日、公開買付者より、本公開買付けを通じて当社株式 403,368 株を取得する旨の報告がありました。

これにより、公開買付者は、本公開買付けの決済の開始日である平成 21 年 12 月 21 日付けで当社の主要株主及びその他の関係会社となる予定です。

##### 2. 新たに主要株主及びその他の関係会社となる株主の概要

(1) 商 号	アルファ・ウィズダム・リミテッド(ALPHA WISDOM LIMITED)
(2) 本店所在地	ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-1112、ジョージ・タウン、私書箱 2804 号、スコティア・センター 4 階 (Scotia Centre, 4th Floor, P.O.Box 2804, George Town, Grand Cayman

	KY1-1112, Cayman Islands)	
(3) 代表者の 役職・氏名	取締役 劉啓東	
(4) 事業内容	当社の株式を取得及び保有し、本公開買付け終了後に完全親会社であるユニテッド・マイクロエレクトロニクス・コーポレーション(英語名:United Microelectronics Corporation。以下「UMC」といいます。)と共に当社の事業を支配し、管理することを主たる事業の内容としております。	
(5) 資本金の額	50,000.00 米ドル	
(6) 設立年月日	平成 21 年 4 月 8 日	
(7) 大株主及び 持株比率	UMC 100%	
(8) 当社との関係等	資本関係	公開買付者の完全親会社である UMC は、当社株式 495,650 株(現在の当社発行済株式総数に対する所有割合約 49.66%)を保有しております。
	人的関係	当社の取締役 2 名及び監査役 2 名は、公開買付者の完全親会社である UMC、UMC の子会社及び関連会社の役職員(名誉役員を含む。)を兼任しております。
	取引関係	公開買付者の完全親会社である UMC は、当社に対し生産移管を行っており、また、当社との間で、半導体に関する技術情報の使用許諾に係る技術援助契約、及び、半導体に関する特許権の実施・再実施の許諾に係る相互技術援助契約を締結しております。
	関連当事者への 該当状況	公開買付者は、UMC の完全子会社であり、当社と親会社を共通にする関連当事者であります。

3. 異動の前後における当該主要株主等の所有株式数・議決権の数及び総株主の議決権の総数に対する割合

	所有議決権数 (所有株式数)	総株主の議決権の総数に 対する割合	大株主順位
異動前	一個(一株)	-%	-
異動後	403,368 個(403,368 株)	38.68%	第 2 位

(注 1) 「総株主の議決権の総数に対する割合」の計算においては、当社が平成 21 年 11 月 12 日に提出した第 27 期第 3 四半期報告書において直前の基準日として記載されている平成 21 年 6 月 30 日現在の総株主の議決権の数に、当社が平成 21 年 8 月 11 日に提出した第 27 期第 2 四半期報告書に記載された平成 21 年 6 月 30 日現在の新株引受権及び新株予約権の目的となる当社株式(平成 21 年 6 月 30 日以降本日までに新株引受権又は新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された当社株式を含みます。)の議決権の最大数(103,007 個)を加えて、分母を 1,042,855 個として計算しております。なお、平成 21 年 9 月 30 日をもって行使期間満了により消滅した、平成 15 年 3 月 20 日開催の定時株主総会及び平成 15 年 3 月 28 日開催の取締役会の決議に基づき発行した新株予約権(その 3)については、平成 21 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に行使されたものはありませんので、その目的となる株式の議決権の数は、かかる分母の計算において加えておりません。

(注 2) 「総株主の議決権の総数に対する割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### 4. 異動予定年月日

平成 21 年 12 月 21 日（本公開買付けの決済の開始日）

#### 5. 今後の見通し

今後の見通しについては、当社が平成 21 年 10 月 28 日付け「アルファ・ウィズダム・リミテッドによる当社株式等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」（以下「平成 21 年 10 月 28 日付プレスリリース」といいます。）2.（4）「本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」においてお知らせいたしましたとおり、本公開買付けにより、公開買付者が当社の発行済株式の全て（UMC が保有する当社の普通株式及び当社が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかったため、公開買付者は、以下の方法により、公開買付者及び UMC が当社の発行済株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しております。

具体的には、公開買付者は、①当社の定款の一部を変更し、当社において普通株式とは別の種類の当社株式を発行できるものとする事により、当社を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、②当社の定款の一部を変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付すこと、及び③当社が全部取得条項が付された当社普通株式の全部（自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに別個の種類の当社株式を交付すること等の議案を含む臨時株主総会、並びに上記②の定款一部変更を議案に含む当社普通株主を構成員とする種類株主総会の開催を当社に要請する予定です。当社は、上記の臨時株主総会及び種類株主総会を開催し、上記各議案を付議する予定であり、公開買付者及び UMC は、当該臨時株主総会及び種類株主総会において当該各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された普通株式とされた上で、全て当社に取得され、当社の株主には当該取得の対価として別個の種類の当社株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社株式の数に 1 株に満たない端数がある株主に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却価格については、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、公開買付者及び UMC が当社の発行済株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、UMC 以外の本公開買付けに応募されなかった当社の株主に対し交付しなければならない当社株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定する予定です。

以上の場合における具体的な手続については、公開買付者と協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。

また、平成 21 年 10 月 28 日付プレスリリース 2.（3）「上場廃止となる見込み及びその事由」においてお知らせいたしましたとおり、上記各手続を実行された場合には、株式会社ジャスダック証券取引所の定める株券上場廃止基準に該当し、当社の普通株式は、所定の手続を経て上場廃止になります。なお、上場廃止後は、当社の普通株式を JASDAQ において取引することができなくなります。

#### 6. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

本公開買付けによって、当社の親会社等は UMC と公開買付者の 2 社になりますが、UMC は本公開買付け以前から当社に対する議決権を 50%超保有しており、持株数等で最も影響力がある会社は引き続き UMC となり、今回の異動による開示対象となる非上場の親会社等の変更はございません。

以上

（添付資料）

「ユー・エム・シー・ジャパン株式会社の株式等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

平成 21 年 12 月 15 日

各位

会社名 アルファ・ウィズダム・リミテッド  
(ALPHA WISDOM LIMITED)

代表者名 取締役 劉 啓東  
(Director Chitung Liu)

### ユー・エム・シー・ジャパン株式会社の株式等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

アルファ・ウィズダム・リミテッド (ALPHA WISDOM LIMITED) (以下「公開買付者」といいます。) は、平成 21 年 10 月 28 日、ユー・エム・シー・ジャパン株式会社 (銘柄コード 6939 ジャスダック。以下「対象者」といいます。) の普通株式、新株引受権及び新株予約権を公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) により取得することを決定し、平成 21 年 10 月 29 日から実施しておりましたが、本公開買付けが平成 21 年 12 月 14 日をもって終了いたしましたので、その結果について以下のとおりお知らせいたします。

#### 1. 買付け等の概要

##### (1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 アルファ・ウィズダム・リミテッド  
(ALPHA WISDOM LIMITED)  
所在地 ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-1112、ジョージ・タウン、私書箱 2804 号、スコティア・センター4 階  
(Scotia Centre, 4th Floor, P.O.Box 2804, George Town, Grand Cayman KY1-1112, Cayman Islands)

##### (2) 対象者の名称

ユー・エム・シー・ジャパン株式会社

##### (3) 買付け等に係る株券等の種類

###### ① 普通株式

###### ② 新株引受権

平成 14 年 3 月 28 日開催の定時株主総会及び平成 14 年 4 月 24 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株引受権 (以下「本新株引受権」といいます。)

###### ③ 新株予約権

イ 平成 15 年 3 月 20 日開催の定時株主総会及び平成 15 年 3 月 28 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 (その 4) (以下「平成 15 年新株予約権 (その 4)」といいません。)

ロ 平成 15 年 3 月 20 日開催の定時株主総会及び平成 15 年 10 月 6 日開催の取締役会の決議に

- 基づき発行された新株予約権（その5）（以下「平成15年新株予約権（その5）」といいます。）
- ハ 平成16年3月18日開催の定時株主総会及び平成16年3月26日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「平成16年新株予約権」といいます。）
- ニ 平成17年3月29日開催の定時株主総会及び平成17年4月6日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（その1）（以下「平成17年新株予約権（その1）」といいます。）
- ホ 平成17年3月29日開催の定時株主総会及び平成17年4月6日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（その2）（以下「平成17年新株予約権（その2）」といいます。）
- へ 平成18年3月27日開催の定時株主総会及び平成18年4月4日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「平成18年新株予約権」といいます。）
- ト 平成19年9月11日開催の臨時株主総会及び平成19年9月11日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（その1）（以下「平成19年新株予約権（その1）」といいます。）
- チ 平成19年9月11日開催の臨時株主総会及び平成19年9月11日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（その2）（以下「平成19年新株予約権（その2）」といいます。）
- リ 平成19年9月11日開催の臨時株主総会及び平成19年9月11日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（その3）（以下「平成19年新株予約権（その3）」といいます。）
- ヌ 平成19年9月11日開催の臨時株主総会及び平成19年9月11日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（その4）（以下「平成19年新株予約権（その4）」といいます。）
- ル 平成19年9月11日開催の臨時株主総会及び平成19年9月11日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（その5）（以下「平成19年新株予約権（その5）」といいます。）
- ヲ 平成19年9月11日開催の臨時株主総会及び平成19年9月11日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（その6）（以下「平成19年新株予約権（その6）」といいます。）
- ワ 平成19年9月11日開催の臨時株主総会及び平成19年9月11日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（その7）（以下「平成19年新株予約権（その7）」といいます。）
- カ 平成19年9月11日開催の臨時株主総会及び平成19年9月11日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（その8）（以下「平成19年新株予約権（その8）」といいます。）
- ヨ 平成19年9月11日開催の臨時株主総会の決議及び平成20年1月9日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（その9）（以下「平成19年新株予約権（その9）」といいます。）
- タ 平成19年9月11日開催の臨時株主総会の決議及び平成20年1月9日開催の取締役会の決議

議に基づき発行された新株予約権（その10）（以下「平成19年新株予約権（その10）」といい、「平成15年新株予約権（その4）」、「平成15年新株予約権（その5）」、「平成16年新株予約権」、「平成17年新株予約権（その1）」、「平成17年新株予約権（その2）」、「平成18年新株予約権」、「平成19年新株予約権（その1）」、「平成19年新株予約権（その2）」、「平成19年新株予約権（その3）」、「平成19年新株予約権（その4）」、「平成19年新株予約権（その5）」、「平成19年新株予約権（その6）」、「平成19年新株予約権（その7）」、「平成19年新株予約権（その8）」、「平成19年新株予約権（その9）」、「平成19年新株予約権（その10）」を総称して、「本新株予約権」といいます。）

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
547,205 (株)	273,603 (株)	-(株)

(5) 公開買付期間

平成21年10月29日（木曜日）から平成21年12月14日（月曜日）まで（31営業日）

(6) 買付け等の価格

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| ① 普通株式           | 1株につき、金12,500円 |
| ② 新株引受権          | 588株分につき、金1円   |
| ③ 新株予約権          |                |
| 平成15年新株予約権（その4）  | 1個につき、金1円      |
| 平成15年新株予約権（その5）  | 1個につき、金1円      |
| 平成16年新株予約権       | 1個につき、金1円      |
| 平成17年新株予約権（その1）  | 1個につき、金1円      |
| 平成17年新株予約権（その2）  | 1個につき、金1円      |
| 平成18年新株予約権       | 1個につき、金1円      |
| 平成19年新株予約権（その1）  | 1個につき、金1円      |
| 平成19年新株予約権（その2）  | 1個につき、金1円      |
| 平成19年新株予約権（その3）  | 1個につき、金1円      |
| 平成19年新株予約権（その4）  | 1個につき、金1円      |
| 平成19年新株予約権（その5）  | 1個につき、金1円      |
| 平成19年新株予約権（その6）  | 1個につき、金1円      |
| 平成19年新株予約権（その7）  | 1個につき、金1円      |
| 平成19年新株予約権（その8）  | 1個につき、金1円      |
| 平成19年新株予約権（その9）  | 1個につき、金1円      |
| 平成19年新株予約権（その10） | 1個につき、金1円      |

## 2. 買付け等の結果

### (1) 公開買付けの成否

応募株券等の総数(403,368株)が買付予定数の下限(273,603株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

### (2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第30条の2に規定する方法により、本日、本書面をもって報道機関に対して公表いたします。

### (3) 応募株券等の数及び買付け等を行う株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	403,368(株)	403,368(株)
新株引受権証券	—	—
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券( )	—	—
株券等預託証券( )	—	—
合計	403,368	403,368
(潜在株券等の数の合計)	(—)	(—)

### (4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合0.00%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	403,368個	(買付け等後における株券等所有割合38.68%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	495,650個	(買付け等前における株券等所有割合47.53%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	495,650個	(買付け等後における株券等所有割合47.53%)
対象者の総株主等の議決権の数	939,848個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、買付け等前及び買付け等後における、公開買付者の特別関係者であるユナイテッド・マイクロエレクトロニクス・コーポレーション

(英語名：United Microelectronics Corporation) が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成21年11月12日に提出した第27期第3四半期報告書において直前の基準日として記載されている平成21年6月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けの開始時点において本新株引受権及び本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のあった対象者株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成21年8月11日に提出した第27期第2四半期報告書に記載された平成21年6月30日現在の本新株引受権及び本新株予約権の目的となる対象者株式(平成21年6月30日以降本日までに本新株引受権又は本新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。)の議決権の最大数(103,007個)を加えて、分母を1,042,855個として計算しております。なお、対象者によれば、平成21年9月30日をもって行使期間満了により消滅した、平成15年3月20日開催の定時株主総会及び平成15年3月28日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(その3)については、平成21年7月1日から同年9月30日までの間に行使されたものはないとのことですので、その目的となる株式の議決権の数は、かかる分母の計算において加えておりません。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日  
平成21年12月21日(月曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します(公開買付け代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由して応募した場合を除きます。)。野村ジョイを経由して応募された場合は、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

公開買付者の平成 21 年 10 月 28 日付「ユー・エム・シー・ジャパン株式会社の株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社ジャスダック証券取引所                      東京都中央区日本橋茅場町一丁目 5 番 8 号